

広島県告示第千八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ゆみば子どもクリニック	呉市焼山北一丁目七番八号	平成三年九月三〇日
社団法人呉市薬剤師会センター薬局	呉市中通一丁目四番二号	平成三年八月三一日
西土堂薬局	尾道市西土堂町一番二号	平成三年九月一日
ヘルシー薬局	府中市鵜飼町五九九番地六	平成三年九月三〇日
府中元町薬局	府中市元町九番地一	平成三年九月三〇日
すみれ薬局	府中市元町四五〇番地一七	平成三年九月三〇日
十日市薬局	三次市十日市中三丁目一番二〇号	平成三年九月三〇日
アイリス薬局	三次市南畑敷町七八番地七	平成三年九月三〇日
あおぞら薬局	庄原市西本町二丁目一五番三二号	平成三年九月三〇日
広大前皮ふ科内科	東広島市西条町下見四四七一番地二 マンション香月一〇三	平成三年九月三〇日
昭和町薬局	東広島市西条昭和町一一四二番地	平成三年九月三〇日
末永齒科医院	安芸郡府中町青崎中八番地七	平成三年九月三〇日